

各 位

会 社 名 大 末 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 尾 和 則
(コード番号 1 8 1 4 東証プライム)
問 合 せ 先 総 務 部 長 岩 田 泰 実
(電 話 番 号 0 6 - 6 1 2 1 - 7 1 2 1)

自己株式の公開買付けの買付価格等の決定に関するお知らせ

当社は、2023年11月7日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、同日付で公表しておりますが、本日開催の取締役会において、本公開買付けの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を正式に決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本公開買付けの詳細は、2023年11月7日付で公表の「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」（以下「2023年11月7日付プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

記

1. 買付け等の価格

当社は、2023年11月7日付で、本公開買付価格を、1株につき金1,213円とするが、本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日（2023年11月10日）の前営業日である2023年11月9日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場における当社普通株式の終値に対して10%をディスカウントした金額がこれを下回る場合には、当該下回る金額とすること（以下「本価格決定メカニズム」といいます。）を決議しておりました。この度、同月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値は1,285円であったことから、当社は、本公開買付価格について、本日付で、以下のとおり正式に決議いたしました。

（1）買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,156円

（注）本価格決定メカニズムに従い、1株につき金1,213円（以下「本公開買付上限価格」といいます。）と、本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日（2023年11月10日）の前営業日である2023年11月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して10%をディスカウントした金額である金1,156円（円未満切捨て）とを比較した、低い方の金額となります。

(2) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

2023年11月7日付プレスリリースに記載のとおり、2023年11月7日開催の取締役会における決議により、本公開買付価格は、本価格決定メカニズムに従い決定するものとし、正式には、本日開催の取締役会において決議することとしておりました。そして、当社は、本日、本価格決定メカニズムに従い、本公開買付上限価格（金1,213円）と2023年11月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して10%をディスカウントした金額である金1,156円（円未満切捨て）とを比較した結果、低い方の金額である金1,156円を本公開買付価格とすることを決議いたしました。

本価格決定メカニズム及び公開買付上限価格の算定根拠等については、2023年11月7日付プレスリリースの「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。

本公開買付価格である1,156円は、本公開買付価格を正式に決議した取締役会開催日の前営業日である2023年11月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,285円に対して、10.04%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,386円（円未満四捨五入）に対して16.59%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,442円（円未満四捨五入）に対して19.83%をそれぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

2023年11月7日までの算定の経緯につきましては、2023年11月7日付プレスリリースの「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」をご参照ください。なお、2023年11月7日以降の算定の経緯は以下のとおりです。

当社は、本日開催の取締役会において、本価格決定メカニズムに従い、本公開買付価格を、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の同月6日の終値（1,348円）から10%をディスカウントした金額（1,213円。円未満切捨て）と同月9日の終値（1,285円）から10%をディスカウントした金額（1,156円。円未満切捨て）とを比較し、その低い方の金額である1,156円とすることを決議いたしました。

(3) 買付け等に要する資金

1,304,822,800円

(注) 買付予定数（1,096,300株）を全て買付けた場合の買付代金（1,267,322,800円）に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用）の見積額を合計したものです。

2. その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール及びインターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール及びインターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

以 上